

# 自動車運転者を使用する事業場に対する 監督指導、送検の状況（平成26年）

## 1 監督指導状況

(1) 業種ごとの監督実施事業場数、労働基準関係法令違反事業場数、主な違反事項は、次のとおりである。

※ 以下、表中の( )内は違反率

事項 業種	監督実施 事業場数	労働基準関 係法令違反 事業場数	主な違反事項		
			労働時間	割増賃金	休日
トラック	2,765	2,311 (83.6%)	1,643 (59.4%)	659 (23.8%)	191 (6.9%)
バス	262	195 (74.4%)	118 (45.0%)	47 (17.9%)	16 (6.1%)
ハイヤー・ タクシー	502	438 (87.3%)	245 (48.8%)	150 (29.9%)	27 (5.4%)
その他	378	296 (78.3%)	181 (47.9%)	95 (25.1%)	18 (4.8%)
合計	3,907	3,240 (82.9%)	2,187 (56.0%)	951 (24.3%)	252 (6.4%)

(注) 「その他」欄は、トラック、バス及びタクシー・ハイヤー以外の業種で自動車運転者を使用する事業場。以下同じ。

(2) 改善基準告示の違反事業場数及び主な違反事項は、次のとおりである。

事項 業種	監督実施 事業場数	改善基準 告示違反 事業場数	主な違反事項				
			最大拘束 時間	総拘束 時間	休息期間	連続運転 時間	最大運転 時間
トラック	2,765	1,845 (66.7%)	1,517 (54.9%)	1,198 (43.3%)	1,181 (42.7%)	954 (34.5%)	605 (21.9%)
バス	262	147 (56.1%)	90 (34.4%)	85 (32.4%)	51 (19.5%)	34 (13.0%)	18 (6.9%)
ハイヤー・ タクシー	502	206 (41.0%)	153 (30.5%)	118 (23.5%)	53 (10.6%)	— (—%)	— (—%)
その他	378	175 (46.3%)	128 (33.9%)	97 (25.7%)	93 (24.6%)	90 (23.8%)	52 (13.8%)
合計	3,907	2,373 (60.7%)	1,888 (48.3%)	1,498 (38.3%)	1,378 (35.3%)	1,078 (27.6%)	675 (17.3%)

(3) 平成24年から平成26年までの3年間における業種ごとの監督実施事業場数、労働基準関係法令違反事業場数、改善基準告示違反事業場数は、次のとおりである。

業種・事項		年	平成24年	平成25年	平成26年
		トラック	監督実施 事業場数	4,325	3,016
労働基準関係法令 違反事業場数	3,517 (81.3%)		2,500 (82.9%)	2,311 (83.6%)	
改善基準告示 違反事業場数	2,751 (63.6%)		1,980 (65.6%)	1,845 (66.7%)	
バス	監督実施 事業場数	570	363	262	
	労働基準関係法令 違反事業場数	518 (90.9%)	282 (77.7%)	195 (74.4%)	
	改善基準告示 違反事業場数	415 (72.8%)	174 (47.9%)	147 (56.1%)	
ハイヤー・ タクシー	監督実施 事業場数	552	523	502	
	労働基準関係法令 違反事業場数	482 (87.3%)	464 (88.7%)	438 (87.3%)	
	改善基準告示 違反事業場数	241 (43.7%)	222 (42.4%)	206 (41.0%)	
その他	監督実施 事業場数	560	377	378	
	労働基準関係法令 違反事業場数	407 (72.7%)	267 (70.8%)	296 (78.3%)	
	改善基準告示 違反事業場数	233 (41.6%)	134 (35.5%)	175 (46.3%)	
合計	監督実施 事業場数	6,007	4,279	3,907	
	労働基準関係法令 違反事業場数	4,924 (82.0%)	3,513 (82.1%)	3,240 (82.9%)	
	改善基準告示 違反事業場数	3,640 (60.6%)	2,510 (58.7%)	2,373 (60.7%)	

(4) 労働基準監督官が監督指導した事例には、以下のようなものがあった。

### 事例1（トラック）

相談を契機として臨検監督を実施したところ、休日が与えられておらず、改善基準告示を上回る長い拘束時間の状況が認められたため指導し、改善された事例

#### 概要

- 臨検監督を実施し、日報や乗務記録等の内容から、労働日数及び労働時間の実態を確認。
- 複数の運転者で6週間全く休日が取られていないこと、特定の運転者で1か月の拘束時間が400時間を超えていたことを確認。

#### 指導内容

- 1 法定休日を与えずに休日労働を行わせ、かつ、休日労働の回数が2週間に1回を超えていること。

#### 指導

労働基準法第35条（休日）、改善基準告示違反（休日労働）

- 2 時間外・休日労働に関する協定（以下「36協定」という。）の限度時間を超えて時間外労働を行わせ、かつ、1月の拘束時間が320時間を超えていること。

#### 指導

労働基準法第32条（労働時間）、改善基準告示違反（1か月の拘束時間）

#### 指導後の会社の取組

- 運行計画の変更、運転者の増員、協力会社への業務委託などの取組を行い、休日労働をなくし、1か月の拘束時間は最長で280時間となり、違反を是正した。

（参考）トラック運転者に係る改善基準告示

1か月の総拘束時間：原則293時間以内（労使協定締結の場合、320時間以内）

1日の総拘束時間：13時間以内を基本とし、延長する場合であっても16時間以内

### 事例2（トラック）

臨検監督を実施したところ、違法な長時間労働、改善基準告示を上回る長い拘束時間の状況が認められたため指導し、改善された事例

#### 概要

- 臨検監督を実施し、デジタルタコグラフ及び営業日報等の内容から、労働時間の実態を確認。
- 特定の運転者において、1か月の拘束時間が約500時間、その翌月は同拘束時間が約400時間であったことを確認。
- また、勤務終了後、継続8時間以上の休息期間を与えていなかったことを確認。

#### 指導内容

- 1 36協定の限度時間を超えて時間外労働を行わせ、かつ、1月の拘束時間が320時間を超えていること。

#### 指導

労働基準法第32条（労働時間）、改善基準告示違反（1か月の拘束時間）

- 2 1日の休息期間を継続8時間以上与えていないこと。

#### 指導

改善基準告示違反（休息期間）

#### 指導後の会社の取組

- 荷主との運行時間の協議、運転者の増員、配車計画の変更などの取組を行い、1か月の拘束時間は改善基準告示の上限293時間を下回り、また1日の休息期間が8時間以上となり、違反を是正した。

（参考）トラック運転者に係る改善基準告示

休息時間：1日の休息期間は継続8時間以上

### 事例3 (バス)

恒常的な長時間労働が行われているとの情報を契機に臨検監督を実施し、改善基準告示を上回る労働時間の実態が認められたため指導し、改善された事例

#### 概要

- 臨検監督を実施し、デジタルタコグラフの記録等の内容から、労働時間の実態を確認。
- 1か月の拘束時間が約350時間（4週間を平均した1週間当たりの拘束時間が約80時間）であり、1日の拘束時間が16時間を複数回超えていること、連続運転時間が4時間を超えていることなどを確認。

#### 指導内容

4週間を平均した1週間当たりの拘束時間が65時間を超えていること、1日の拘束時間が13時間を超えていること、連続運転時間が4時間を超えていること。

#### 指導

改善基準告示違反（1か月の拘束時間、1日の拘束時間、連続運転時間）

#### 指導後の会社の取組

- 改善基準告示に違反しないように労働時間を把握する表を作成し、入力及び管理を徹底、運行管理者研修の実施、特定の運転者で拘束時間が長くなることを防止するため全ての運転者に対する勤務平準化を徹底した結果、4週間を平均した1週間当たりの拘束時間が65時間未満となるなど、改善した。

(参考) バス運転者に係る改善基準告示

4週間を平均した1週間当たりの拘束時間：原則65時間以内（労使協定締結の場合、71.5時間以内）

1日の総拘束時間：13時間以内を基本とし、延長する場合であっても16時間以内

連続運転時間：4時間以内

### 事例4 (タクシー)

臨検監督を実施し、最低賃金額を下回る賃金支払い、累進歩合給が認められたため指導し、累進歩合給が廃止される等、改善された事例

#### 概要

- 臨検監督を実施し、賃金台帳や運転日報等の内容から労働時間や賃金支払いの実態を確認。
- 正社員について、定額で支給される月給の基本給部分を時間額に換算すると地域別最低賃金額を下回っていることを確認。
- 臨時職員について、賃金が完全歩合給となっており、水揚高に応じて段階的に支給割合が上がる、いわゆる「累進歩合給」となっていること。さらに、保障給を定めていないことを確認。

#### 指導内容

- 1 賃金が地域別最低賃金額を下回っていること。

#### 指導

最低賃金法第4条（地域最低賃金）

- 2 歩合給の額が非連続的に増減するいわゆる「累進歩合給」となっていること。

#### 指導

累進歩合制度廃止を指導

#### 指導後の会社の取組

- 最低賃金額以上の時間給による基本給を設定し、不払いとなっていた賃金を支払った。
- 累進歩合制度を廃止した。

## 2 送検状況

(1) 労働基準関係法令違反により送検した件数は、次のとおりである。

	平成24年	平成25年	平成26年
トラック	51	48	40
バス	5	3	3
ハイヤー・ タクシー	19	12	6
その他	5	6	7
合計	80	69	56

(2) 労働基準監督官が送検した事例には、以下のようなものがあった。

### 事例1（トラック）

脳・心臓疾患事案を発生させる等、違法な長時間の時間外労働を行わせたとして法人及び事業主を送検

#### 概要

- 運転手2名の脳・心臓疾患（うち1名は死亡）事案を発生させた事業場について、全従業員の9割に当たる約70名に対し、1か月100時間を超える時間外労働を行わせており、平均約150時間、最長の者で220時間を超える時間外労働が認められた。
- 1か月の時間外労働について、36協定の限度時間の120時間を超えていることが認められ、重大な法違反であると判断し、法人及び事業主を送検。

#### 被疑事実

36協定の限度時間を超えて時間外労働を行わせた。

#### 違反条文

労働基準法第32条（労働時間）

### 事例2（タクシー）

50日以上連続勤務を行わせる等、違法な時間外労働及び休日労働を行わせたとして法人及び役員を送検

#### 概要

- 脳梗塞を発症した運転手に対し、3か月間約90時間の時間外労働及び56日間連続勤務を含む休日労働を行わせていたことから、重大な法違反であると判断し、法人及び役員を送検。  
なお、労働基準監督署に届け出られた36協定の協定当事者たる労働組合が、過半数組合でなく、当該協定は無効であった。

#### 被疑事実

有効な36協定がなく、法定労働時間を超えて時間外労働を行わせ、また、4週間を通じ4日以上法定休日を与えなかった。

#### 違反条文

労働基準法第32条（労働時間）、第35条（休日労働）

### 事例3（トラック）

トラック荷台への荷積作業において、運転者に危険を防止するため必要な措置を講じていなかったとして、法人及び営業所長を送検

#### 概要

- 運転手に対して、最大積載量12トンの大型貨物自動車の荷台の上で保護帽を着用させず荷積作業を行わせた結果、荷台から墜落し、脳挫傷により意識不明の重体となった事案について、危険を防止するため必要な措置が講じられておらず、重大な法違反と判断し、法人及び営業所長を送検。

#### 被疑事実

最大積載量が5トン以上の貨物自動車への荷積又は荷卸作業を行わせるに当たり、保護帽を着用させなかった。

#### 違反条文

労働安全衛生法第20条（危険防止措置）、労働安全衛生規則第151条の74（保護帽の着用）

### 事例4（トラック）

トラック荷台の屋根の補修作業において、墜落防止措置を講じていなかったとして、法人及び代表者を送検

#### 概要

- 運転手に対して、高さ3.4メートルのトラック荷台の屋根の補修作業を行わせた際、運転手が作業中に墜落し、死亡した事案について、屋根までの昇降設備は無く、また作業箇所には墜落防止措置が講じられておらず、重大な法違反と判断し、法人及び代表者を送検。

#### 被疑事実

- 1 高さ1.5メートルを超える場所に安全な昇降設備を設けなかった

#### 違反条文

労働安全衛生法第21条（危険防止措置）、労働安全衛生規則第526条（昇降設備の設置）

- 2 高さ2メートル以上の場所で作業を行わせるに当たり、墜落防止措置を講じなかった

#### 違反条文

労働安全衛生法第21条（危険防止措置）、労働安全衛生規則第519条（墜落防止措置）

### 3 国土交通省との連携

#### (1) 地方運輸機関との相互通報

自動車運送事業に従事する自動車運転者の労働条件の改善を図るため、労働基準監督機関と地方運輸機関が、その臨検監督等の結果（改善基準告示違反等）を相互に通報しています。

##### 【相互通報制度の実施状況】

	労働基準監督機関から通報した件数	労働基準監督機関が通報を受けた件数
平成24年	1,140	399
平成25年	974	256
平成26年	864	312

#### (2) 地方運輸機関との合同監督・監査

労働基準監督機関が有する行政指導及び司法処分の権限並びに地方運輸機関が有する行政指導及び行政処分の権限を合同監督・監査を契機として行使することにより、効果的な指導を行い、もって自動車運転者の労働時間等の労働条件の確保・改善を図っています。

※ 開始年度：ハイヤー・タクシー事業場（平成18年度）  
トラック事業場及びバス事業場（平成20年度）

##### 【合同監督・監査の実施状況】

	トラック	バス	ハイヤー・タクシー	合計
平成24年	86	278※	27	391
平成25年	99	33	32	164
平成26年	99	21	56	176

※平成24年5、6月に、高速ツアーバスを運行する貸切バス事業場に対する一斉監督を実施。  
実施結果：<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002fisir.html>